

令和7年10月1日  
近畿運輸局自動車監査指導部  
(貨物担当)

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月1日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	堺中	2両x30日	滋賀	浅井	1両x140日
兵庫	東条	1両x60日	滋賀	今津	2両x41日 1両x42日
兵庫	洲本	3両x20日	和歌山	和歌山中央	3両x20日
京都	周山	2両x36日 1両x37日	和歌山	田辺	3両x20日
奈良	奈良中央	3両x20日			

#### 3. 処分日

令和7年10月1日（水）

##### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448